

令和3年度岡山県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果（詳細版）

（特に記載のない限り、岡山市分及び倉敷市分を除く。）

食品衛生法第24条第1項の規定による「令和3年度岡山県食品衛生監視指導計画」に沿って実施した監視指導の結果について、次のとおりとりまとめた。

なお、新型コロナウイルス感染症患者の増加や緊急事態宣言の発令に伴い、一部の事業を中止又は規模を縮小して実施可能な範囲で監視指導を行い、監視指導件数等は例年と比べて減少したが、食品の生産から流通・販売に至る各過程における安全の確保と県民の食品に対する安心の拡大を図った。

1 監視指導

(1) 監視指導の実施結果

ア 重点監視・一般監視

食品の安全確保に関する影響を考慮し、対象施設について、監視の重要度について優先順位（ランク分け）をつけ、効果的な監視指導を行った。

施設等における衛生上の危害発生を防止するため、対象施設ごとに目標監視回数を設定し、社会的に影響の大きい大型飲食店、大型製造業、大型量販店、給食施設等に対しては、重点監視を実施し、その他の施設に対しては、一般監視を実施した。

監視指導結果

	重点監視 ^{注1}			一般監視 ^{注2}	合計
	A	B	計		
対象施設数 ^{注3}	134	368	502	15,518	16,020
監視目標件数	300	367	667	8,357	9,024
監視指導件数	180	274	454	6,248	6,702
目標達成率（%）	60%	75%	68%	75%	74%

注1 重点監視の目標監視回数…A：2回以上/1年間、B：1回以上/1年間

注2 一般監視の目標監視回数…1回以上/1年間～1回以上/6年間

注3 対象施設数は、令和4年3月31日現在

保健所別の監視指導結果

区分 保健所	営業施設数 (令和4年3月31日現在)			監視件数					
	許可施設	届出施設	計	許可施設		届出施設等 ^{注4}		計	
				総数	内 機動班	総数	内 機動班	総数	内 機動班
備前	2,452	1,538	3,990	1,258	479	480	213	1,738	692
備中	2,621	1,747	4,368	1,259	242	431	161	1,690	403
備北	880	602	1,482	575	101	255	19	830	120
真庭	908	616	1,524	710	454	151	107	861	561
美作	3,181	1,475	4,656	1,276	305	307	105	1,583	410
計	10,042	5,978	16,020	5,078	1,581	1,624	605	6,702	2,186

注4 改正前の食品衛生法における不要許可施設を含む。

イ 一斉点検等

食中毒等の発生防止及び食品衛生の向上等を目的として、次のとおり期間を定め、県下一斉に監視指導を実施し、不適事項等の改善を指導した。

名称	実施期間	対象施設	実施内容	監視指導件数 ^{注5}
大量調理施設の一斉点検	4～6月	社会福祉施設 学校 病院	HACCP ^{注6} に沿った衛生管理の導入確認と実施記録を点検し、必要に応じ、指導・助言等を実施	104件
	9～10月	大規模仕出し・弁当施設 大規模旅館・ホテル 大規模飲食店		
ナシフグ処理施設等一斉点検	4～6月	ナシフグ処理施設等 (対象施設数4施設)	ナシフグの適正な取扱いの確認	0件
夏期食品一斉取締り	7月	弁当・仕出し等飲食店 量販店等 食品製造施設 等	食中毒の発生しやすい施設を対象に発生防止啓発 生食用食肉対策	618件
食品、添加物等の年末一斉取締り	11月	ふぐ処理施設等 (対象施設数 139施設)	販売等の制限、営業の登録、処理師等の遵守事項等の点検	30件
		飲食店 仕出し店 旅館・ホテル 等	ノロウイルス食中毒の発生しやすい施設を対象に衛生管理の指導	43件
	12月	市場 量販店 食品製造施設 等	流通、販売段階での表示の点検・検査による不良食品の排除	1,229件

注5 監視指導件数は、監視指導結果の内数

注6 HACCPとは、原料の生産から製品に至るまでの各工程において起こりうる危害を分析し特に重要な工程の管理状況を連続的又は相当の頻度で確認することにより、その製造施設から出荷されるすべての製品の安全を確保する方法。

ウ その他個別対策

かき処理施設等を対象に、製造（加工）工程等の適正管理の監視指導、収去検査等を実施した。

名称	時期	内容	監視指導件数
かきの衛生確保	10月～3月	かき処理施設に対し、温度管理等衛生対策の監視指導、収去検査の実施（37施設）	37件

「ふぐ条例等に基づく指導」については、1(1)イ 一斉点検等を参照

(2) 特に取り組むべき事項

ア 食中毒の防止対策

(ア) 腸管出血性大腸菌対策

牛の生食用食肉の規格基準や、牛の肝臓及び豚の食肉の生食用提供の禁止規定を遵守しているか、また、浅漬け等の非加熱でそのまま食べる食品の関係事業者を監視指導した。

さらに、過去の食中毒の原因食品等を踏まえ、食肉（結着肉、鶏たたき）、野菜（カット野菜等）、浅漬け等を対象に試買検査を実施した。

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター試買検査結果

検体数	腸管出血性大腸菌(O157等)検出	カンピロバクター検出
85 検体 (肉類 60、野菜等 25)	0 検体	11 検体 (加熱用鶏肉)

(イ) カンピロバクター対策

飲食店に対して、生又は加熱不十分な鶏肉の提供の自粛の指導を行い、提供時は十分な加熱を行うよう指導するとともに、鶏肉の流通における関係事業者に対して、加熱用である旨の表示や伝達に取り組むように指導を行った。

また、若年層の消費者に対し、機会を捉えて鶏肉等の生食リスクについて啓発した。

(ウ) ノロウイルス対策

「食品、添加物等の年末一斉取締り」期間中(11月)、飲食店、仕出し店及び旅館・ホテル等を対象に、食品の取扱い、調理従事者の健康管理等について重点的に監視指導を実施した。(1

(1) イ 一斉点検等を参照)

また、県民や食品等事業者に対して、随時、各種広報媒体により、食中毒の防止に関する情報を提供し、食中毒の発生予防に努めた。

(エ) その他の食中毒対策

「食品、添加物等の年末一斉取締り」期間中(11月)、ふぐ処理施設等を対象に、処理師等の遵守事項等の点検等について重点的に監視指導を実施した。(1 (1) イ 一斉点検等を参照)

毒キノコ、チョウセンアサガオ、スイセン等の自然毒食中毒については、講習会等により発生状況や予防方法について周知を図った。アニサキスによる食中毒についても、生魚を扱う飲食店及び魚介類販売業等の関係事業者に対し、監視指導の際に予防方法等の情報提供を行った。

(オ) 食中毒注意報等の発令

細菌性食中毒とウイルス性食中毒が、それぞれ多発傾向にある夏季と冬季において、発令要領に基づき食中毒注意報を発令し、県民や食品等事業者に対して注意喚起を行った。

(発令日 夏季：6月16日、冬季：12月16日)

イ 野生鳥獣肉対策

野生鳥獣肉の処理等を行う者に対し、県の「野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン(イノシシ・ニホンジカ)(第2版)」に基づき、衛生的な取扱いや疾病鳥獣の排除を徹底するよう指導を行った。

また、野生鳥獣肉の生食については、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生リスクもあることから、関係事業者に対し、提供時には必要な加熱を十分に行うよう指導を徹底するとともに、県民に喫食する際の注意事項について啓発を行った。

(3) 食品等の試験検査結果

ア 収去検査^{注7}

食品工場(製造・調理業)や量販店(販売業)等において収去検査を実施し、規格基準、食品表示基準等に不適合な食品等を排除するとともに、HACCPに沿った衛生管理が機能しているか検証するための検査を実施し、検査結果を活用して監視指導を行った(収去検査1)。また、農産物の残留農薬等、目的別の収去検査も実施した(収去検査2)。

注7：収去検査とは、食品衛生法に基づき、販売の用に供する食品等は無償で譲り受け、添加物や残留農薬の量、細菌の数等を検査すること。

◆収去検査 1

検査目的 検査対象	㉞規格基準・ 衛生規範等	㉟衛生指導	㊱表示確認	計
製造・調理業	334[61%] (550)	374[68%] (550)		708[64%] (1,100)
販売業	242[88%] (275)		168[61%] (275) ----- うち輸入食品 93[69%] (135)	410[75%] (550)
計	576[70%] (825)	374[68%] (550)	168[61%] (275)	1,118[68%] (1,650)

上段：実績数[達成率]、下段：（目標数）

- ㉞最終製品が食品衛生法に基づく成分規格や通知で示されている規範に適合しているか等を確認する検査
- ㉟施設のふきとりや中間製品を検査し、HACCPに沿った衛生管理が機能しているか検証するための検査
- ㊱表示されている内容が正しいか、表示されていない添加物が使用されていないか等を調べるための検査

◆収去検査 2

検査目的	検査対象	主な検査項目	計
農産物の残留農薬	農産物	残留農薬	135[100%] (135)
かきの衛生管理	生食用かき、海域海水等	規格基準等	148[74%] (200)
遺伝子組換え食品 (表示確認)	大豆、大豆加工品	遺伝子組換え	32[107%] (30)
計			315[86%] (365)

上段：実績数[達成率]、下段：（目標数）

検査項目数実績

検査区分	収去 検体数	理化学検査		微生物検査		計	
		項目別 検査数	不適数	項目別 検査数	不適数	項目別 検査数	不適数
規格基準等	694	38,005	0	505	0	38,510	0
その他	739	223		3,739		3,962	
計	1,433	38,228		4,244		42,472	

収去検査による規格基準等適合状況

検 査 項 目		検査数	不適数	備 考	
理 化 学 検 査	合成保存料	ソ ル ビ ン 酸	367	0	
		安 息 香 酸	367	0	
		サ リ チ ル 酸	367	0	
		デ ヒ ド ロ 酢 酸	367	0	
		パ ラ オ キ シ 安 息 香 酸	367	0	
		プ ロ ピ オ ン 酸	0	0	
	合成甘味料	サ イ ク ラ ミ ン 酸	113	0	
		ズ ル チ ン	402	0	
		サ ッ カ リ ン ナ ト リ ウ ム	402	0	
	合成着色料	タ ー ル 系 色 素	4,140	0	
	酸化防止剤	B H A	36	0	
		B H T	36	0	
	防 ば い 剤	オ ル ト フ ェ ニ ル フ ェ ノ ー ル	0	0	
		ジ フ ェ ニ ー ル	0	0	
		チ ア ベ ン ダ ゾ ー ル	0	0	
イ マ ザ リ ル		0	0		
亜 硝 酸		53	0		
乳等省令	乳 脂 肪	25	0		
	乳 固 形 分	21	0		
	無 脂 乳 固 形 分	23	0		
油脂変質	酸 価	1	0		
	過 酸 化 物 価	1	0		
二 酸 化 イ オ ウ		30	0		
プ ロ ピ レ ン グ リ コ ー ル		12	0		
動 物 用 医 薬 品		0	0		
残 留 農 薬 ※		29,545	0		
そ の 他 の 項 目		1,330	0		
微 生 物 検 査	一 般 細 菌	63	0		
	大 腸 菌 群	127	0		
	大 腸 菌 (E . c o l i)	46	0		
	サ ル モ ネ ラ	45	0		
	黄 色 ブ ド ウ 球 菌	45	0		
	腸 炎 ビ ブ リ オ	0	0		
	乳 酸 菌	21	0		
	そ の 他 の 微 生 物 検 査	158	0		
計		38,510	0		

残留農薬の検査は、環境保健センターで実施

イ 試買検査

(ア) アレルギー物質の検査

「卵」又は「乳成分」を含むことが表示されていない食品を対象に、「卵」又は「乳成分」由来のアレルギー物質の混入の有無について検査（環境保健センターで実施）を実施した。

アレルギー物質の検査状況

検査品名	検体数	検査項目	検査項目数	検査結果	
				適合 ^{注8}	不適合 ^{注9}
菓子類 (羊かん、クッキー等)	8	卵	7	7	0
		乳成分	7	7	0
その他 (冷凍食品等)	4	卵	4	4	0
		乳成分	1	1	0
計	12		19	19	0

注8 アレルギー物質が検体1gから10μg未満で検出されたもの、もしくは不検出であったもの

注9 アレルギー物質が検体1gから10μg以上検出されたもの

(イ) 畜水産物等の残留動物用医薬品検査等

食肉・水産物等について残留動物用医薬品の検査(55 検体)を実施した結果、食品衛生法の基準に不適合のものはなかった。検査は、備前保健所検査課及び環境保健センターで実施した。

(ロ) 重金属等の実態調査

食品中の有害物質（重金属・農薬・T B T O・P C B）の汚染実態を調査するため、魚介類等を対象にモニタリング検査(62 検体)を実施したところ、環境汚染が疑われるような結果は見られなかった。検査は、（公財）岡山県健康づくり財団、備前保健所検査課及び環境保健センターで実施した。

(ハ) 輸入食品中のカビ毒の検査

ナッツ類、穀類等の輸入食品について、アフラトキシンの検査(30 検体)を実施した結果、食品衛生法の基準に不適合のものはなかった。検査は、備前保健所検査課で実施した。

(ニ) 腸管出血性大腸菌等汚染実態調査（1（2）ア（ア） 腸管出血性大腸菌対策を参照）

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター試買検査結果

検体数	腸管出血性大腸菌(0157等)検出	カンピロバクター検出
85 検体 (肉類 60、野菜等 25)	0 検体	11 検体 (加熱用鶏肉)

ウ 食品苦情及び食中毒の検査結果

保健所の食の安全相談窓口等に寄せられた健康被害、異味・異臭等食品に関する苦情、食中毒等の原因究明のための検査を実施した。

食中毒等の検査

	検査品目	検体数	検査項目数		
			理化学検査	細菌検査	ウイルス検査
苦情	食品・水	53	3	228	0
	ふき取り		0	337	0
	便		0	180	2
	その他		0	0	0
食中毒	食品・水	174	6	608	0
	ふき取り		0	690	22
	便		0	731	13
	その他		1	15	0
計		227	10	2,789	37

検査は備前保健所検査課及び環境保健センターで実施

(4) 違反発見時の対応及び公表

食中毒発生時、違反食品発見時には、「食品衛生法に基づく行政処分要領」に基づき行政措置を適正かつ公正に行い、また、行政処分を行った場合は、公表を行い、食品による事故の拡大・再発防止に努めた。なお、違反食品製造業者が他の都道府県等の場合は、通報し、指導を依頼した。

県内製造業者等における違反件数

食品衛生法						食品表示法
6	13	13	18	50	55	5
条	条	条	条	条	条	条
	2	3	2	2	1	
	項	項	項	項	項	
11	-	-	-	-	10	6

県内製造業者等における処分件数

処分件数								告発件数
営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄命令	物品回収命令	始末書	その他	
-	-	4	-	-	-	8	15	-

(5) 食中毒等健康危害発生時等の対応

令和3年度の、岡山市・倉敷市を除く県内の施設を原因とする食中毒発生件数は5件（患者数117名）であった。（岡山市・倉敷市を含む県全体件9件（患者数2,741名））

食中毒発生時は、「岡山県食中毒対策要領」及び「食中毒処理マニュアル」に基づいて迅速かつ的確な処理に努め、被害の拡大・再発防止を図った。

県外の施設が原因と疑われる事例については、当該施設を所管する都道府県等に調査を依頼する等適切に対応した。

月別の食中毒発生件数及び食中毒患者数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
発生件数(件)	-	-	-	-	1	-	1	2	-	1	-	-	5
患者数(名)	-	-	-	-	1	-	83	16	-	17	-	-	117

施設別発生状況

施設	件数等 発生 件数 (件)	患者 数 (名)	死者 数 (名)
家庭料理	1	1	-
集団給食	-	-	-
営業者	4	116	-
その他	-	-	-
不明	-	-	-
計	5	117	-

原因食品別発生状況

食品分類	件数等 発生 件数 (件)	患者 数 (名)	死者 数 (名)
魚介類	1	1	-
魚介類加工品	-	-	-
肉類及びその加工品	-	-	-
卵類及びその加工品	-	-	-
乳類及びその加工品	-	-	-
穀類及びその加工品	-	-	-
野菜類及びその加工品	1	1	-
菓子類	-	-	-
複合調理品	1	83	-
その他	2	32	-
不明	-	-	-
計	5	117	-

病因物質別発生状況

病因物質	発生件数(件)	患者数(名)	死者数(名)
黄色ブドウ球菌	1	15	0
ウエルシュ菌	1	83	0
ノロウイルス	1	17	0
アニサキス	1	1	0
植物性自然毒	1	1	0
計	5	117	0

病因物質判明件数	5件
判明率(判明件数/発生件数)	100%(5件/5件)

2 と畜場及び食鳥処理場に関する対策

(1) 監視指導

と畜場に搬入される獣畜及び食鳥処理場に搬入される鶏のと殺、処理解体時における食肉の衛生確保を図るため、処理施設及び処理工程の衛生管理について監視指導を実施した。また、と畜場及び食鳥処理場に対して、HACCP に沿った衛生管理の導入確認と外部検証もしくは実施記録の点検をもとに、指導助言等を行った。

食肉衛生検査所監視指導実施結果

	対象施設(件)	監視目標(回)	監視指導結果(回)	目標達成率
と畜場	1	—	随時実施※	—
検査対象食鳥処理施設	5	10	6	60%
認定小規模食鳥処理施設	9	9	7	78%

と畜場開場日数：233日

(2) と畜検査結果

と畜場で処理された牛や豚等は、と畜場法に基づき食用に適するか否かをと畜検査員が1頭ずつ詳細に検査し、食肉の安全の確保を図った。

ア と畜場法等に基づく獣畜の検査

と畜場別検査頭数

区分	牛	馬	豚	めん羊	山羊	計
と畜場名						
津山市食肉処理センター	3,394	—	460	—	—	3,854
うち廃棄処分頭数						
全部廃棄処分	178	—	—	—	—	178
一部廃棄処分	2,333	—	453	—	—	2,786

獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因

区分	検査頭数	処分頭数	疾病別の頭数													総数			
			細菌病			寄生虫病		その他の疾病											
			破傷風	結核病	放線菌	豚丹毒	ジストマ	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症による汚染産物		変性又は萎縮	その他	
牛	禁止	—																	0
	全部廃棄	3,394	178						36	9	1	1	64	2	15	11	39	178	
	一部廃棄	2,333		5		9							352	4	1,304	998	1,986	4,658	
馬	禁止	—																0	
	全部廃棄	—																0	
	一部廃棄	—																0	
豚	禁止	—																0	
	全部廃棄	460																0	
	一部廃棄	—	453										2		434	11	363	810	
めん羊	禁止	—																0	
	全部廃棄	—																0	
	一部廃棄	—																0	
山羊	禁止	—																0	
	全部廃棄	—																0	
	一部廃棄	—																0	

イ 残留抗生物質モニタリング検査

牛や豚等の病気の治療のために抗生物質を使用し、その後法令で定められた休薬期間（薬物が体内から排泄される期間）を守らずに出荷した場合等は、食肉等に抗生物質が残留する可能性があるため、注射痕が認められたり投薬歴が不確かなものについてモニタリング検査を実施した。

食肉等の残留抗生物質モニタリング検査件数

畜種	部位	検査件数	陽性件数
牛	筋肉	502	0
	腎臓	502	0
豚	筋肉	5	0
	腎臓	5	0
鶏	筋肉	15	0
	腎臓	15	0

ウ BSEスクリーニング検査

月齢 24 ヶ月超で神経症状が疑われる牛及び全身症状を呈する牛を対象に検査を行った。

BSE検査結果

検査頭数	陰性	要確認検査
2	2	0

(3) 食鳥検査結果

食鳥処理場で処理される鶏は、食鳥検査法に基づき食鳥の検査員が生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査等を行い、食鳥肉の安全の確保を図った。（検査業務は（公財）岡山県健康づくり財団に委任）

食鳥検査羽数

検査羽数	と鳥禁止	全部廃棄	一部廃棄
19,489,443	39,697	168,311	455,213

検査対象食鳥処理施設（5施設）の合計（認定小規模食鳥処理施設（9施設）は除く。）

3 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

(1) 食品等事業者自らが実施する衛生管理体制構築の推進

食品衛生法に規定された食品等事業者の責務であるHACCPに沿った衛生管理を向上させるため一般的衛生管理、重要管理、実施記録の作成・保存、表示、健康危害の可能性のある食品等の自主回収等について衛生管理計画及び手順書、実施記録等の提示を求め、指導・助言等を実施した。

また、食品衛生法第 58 条に基づき、自主回収の報告があった場合は、回収措置が適切に行われるよう指導した。

自主回収報告件数

食品分類	報告件数	備考
菓子類	4	異物混入 1件 カビの発生 2件 消費期限誤表示 1件
弁当・そうざい等	5	カビの発生 1件 アレルギー表示欠落 3件 賞味期限誤表示 1件
ジャム	1	カビの発生 1件
漬物	1	品質異常 1件
農畜水産物	4	賞味期限誤表示 1件 消費期限誤表示 1件 異物混入及びカビの発生 1件 表示の欠落 1件
計	15	

改正食品衛生法施行前（令和3年4月1日～5月31日）の岡山市・倉敷市に所在する事業者からの報告を含む。

(2) HACCPに沿った衛生管理の定着

HACCPに沿った衛生管理を定着させるため、食品等事業者を対象に、HACCPに沿った衛生管理の定着研修会(開催回数 51 回、参加者数 2,330 人)を実施した。また、県民等に対し、HACCPの理解促進を目的に、デジタル漫画「やってよかった！HACCP～感動！店長ヒロコさんの奮闘物語～」を作成し、ホームページ等で広く周知を行った。

(3) 食品等事業者の自主的な資質の向上

食品衛生指導員による食品関係施設の巡回指導・自主検査の励行等の実施について適切な指導を行うとともに、業界の自主管理体制を充実するため、業界組織の指導・育成に努めた。

食品衛生指導員の活動状況

指導員数	巡回指導件数	自主検査受付件数
428 名	17,540 件	食品 183 件 飲料水 802 件

4 県民からの情報提供及び県民への情報提供

(1) 食品等に関する苦情・相談への対応

食の安全に関する相談窓口として保健所等に設置している「食の安全相談窓口^{注10}」へ、食品の品質や表示に関する相談等が寄せられ、これらの相談や苦情等に適切に対応した。

食の安全相談窓口へ寄せられた相談等のうち、食品等に関する苦情に対しては、原因究明等調査を実施し、関係施設等の指導を実施した。そのうち、食の安全・食育条例第19条で規定されている、健康に危害を及ぼすおそれがあるとした県民（消費者）からの申し出は17件あった。

注10 5保健所（衛生課）、くらし安全安心課、生活衛生課（食の安全推進班）の7機関

食の安全相談窓口対応件数

相談分類	対応件数（件）
消費者	96
営業者	410
許可関係	1,241
計	1,747

食の安全・食育条例第19条の件数

(消費者から再掲)	対応数
有症苦情	3
異物混入	7
その他	7
計	17

苦情対応件数

対応機関	対応数	出張回数
保健所	89件	120回

(2) 食品衛生監視指導結果の公表

令和2年度の監視指導結果について、ホームページ等で公表した。

(3) 県民への情報提供及び普及啓発

ア ホームページによる情報提供

県生活衛生課ホームページを通じ各種情報の提供を行った。

イ 食品衛生月間事業（8月）

食品衛生協会と連携し、各種広報活動や食品衛生思想の普及啓発活動を行った。

- ・街頭での啓発活動の実施
- ・広報車による啓発活動の実施
- ・資材配布による食中毒予防啓発活動の実施
- ・電光掲示板・懸垂幕の掲示

ウ 衛生講習会の開催

消費者、営業者、調理従事者等に対し、食品衛生に関する正しい知識や情報の普及に努めた。また消費者等を対象に簡易検査等の体験的要素を盛り込んだ講習会（体験型衛生講習会）を実施した。

食品衛生講習会実施状況

対象者	実施回数（回）	参加者数（名）
営業者・従事者	66	2,320
特定給食従事者	11	2,467
一般消費者等	16	296
計	93	5,083
上記のうち、体験型衛生講習会	15	354

5 リスクコミュニケーションの充実、協働の推進

消費者、食品等事業者、行政相互間の食の安全に関する情報及び意見交換を推進するため、以下の事業等を行った。

(1) 食の安全・食育推進協議会の開催

消費者、生産者、加工・流通業者等 25 名の委員で構成する「食の安全・食育推進協議会」を開催（10 月）し、施策の実施状況に対し提言をいただいた。

(2) リスクコミュニケーションの推進

ア 機会の提供と地域への普及拡大

民間企業(団体)と協働し、官民一体での食の安全に係るリスクコミュニケーションを推進するため食の安全・安心に関する普及啓発活動を自主的に活動する企業（団体）（食の安全サポーター）向けに食の安全に係る情報を配信した。

- ・食の安全サポーター登録数（令和 3 年度末）：103 団体
- ・情報配信回数：4 回

イ 衛生講習会等を活用した意見交換会

食品の摂取によって人の健康に悪影響が起きるリスク（危険性）について正しい理解を広めるため講習会の開催等により情報提供を行うとともに、食の安全・安心に係る意見交換会を実施した。

実施状況

活動形態	実施回数	参加者数
意見交換会	5回	134名

ウ 食品関連事業者によるリスクコミュニケーション活動の推進

実績なし

6 その他の事項

(1) 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

調査研究の推進等により、食品衛生監視員、と畜検査員及び検査担当職員の資質の向上を図った。

(2) 試験検査施設の精度管理

食品衛生検査施設において、信頼性確保部門による内部点検の実施、外部精度管理調査の受検等により検査の精度向上に努めた。